

令和8年10月7日

保護者の皆様へ

武豊町教育委員会

児童生徒用タブレット端末等の貸与に関する同意書について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の学校教育活動および ICT 教育の推進にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本町では、GIGA スクール構想に基づき導入した児童生徒用タブレット端末等（タブレット、キーボードカバー、充電ケーブル、タッチペン）について、**令和8年9月1日より新しい端末へと更新いたしました**。これに伴い、これまでにご提出いただいていた同意書にかわり「児童生徒用タブレット端末等の貸与に関する同意書」を改めてご提出いただきますようお願い致します。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、同意書をご記入の上、**10月23日(金)**までに、お子様を通じて担任の先生へご提出くださいますようお願い致します。

記

端末等を自宅に持ち帰る場合、登下校時も含め、家庭学習での破損等のリスクも想定されます。つきましては、破損時の状況（故意によるもの）等により、ご家庭で実費負担をお願いすることもありますので、下記の通りご理解とご協力をよろしくお願い致します。なお、万一、破損や紛失が発生した場合、速やかに学校への連絡と状況説明をお願いします。費用負担に係る判断主体である教育委員会が事実関係を確認する場合があります。

①保護者負担となる場合（原状回復に係る費用負担をお願いする場合）

- ・ 故意に破損や故障させた場合
- ・ 重大な過失や乱暴な扱いによる破損や、紛失した場合

（例）腹が立ったので投げつけたり叩いたりして壊した。

床やイス等に置いて踏んだり、不安定な場所に置いて落下させたりして破損・故障した。

ペットが噛んで破損した。

水の中に落としたり、飲み物をこぼしたため、壊れてしまった。

※学校内での使用の場合も同様です。

②町負担となる場合

- ・ 通常の使用や過失により破損・故障した場合
- ・ 盗難にあった場合

（盗難にあった場合は、保護者により警察へ被害届の提出をお願いします。）

◎実費負担となった場合、ご家庭で加入している任意保険等で補償される場合がありますので、ご確認ください。（「愛知県PTA連絡協議会 小中学生総合保障制度」等）

【同意書に関するお問合せ先】

武豊町教育委員会 学校教育課 0569-72-1111（内線 376）